

その混合物であるスラリーやペースト状のものが含まれないという誤解を与える可能性があります。平成16年11月の改正で、その点を明確にするために「内容物」という言葉に変更されました。「内容物」は多くの場合は液体や気体などの流体ですが、粉体や粒体およびその混合物なども含まれるということになります。その点も注意する必要があります。

Q0-4：省令第2条第2項の部分品規制の条文では「・・・又はこれらの部分品として設計された・・・」とありますが、これは「規定する該当貨物を設計対象とした部分品のみを規制するもの」と考えてよいのでしょうか？

A0-4：その通りです。ご参考までに、AG合意の英文テキストでは、この部分の表現は「designed for ...」となっております。これは、「該当貨物に用いられるように設計したもの」を意味しており、平成23年7月施行の改正で省令第2条にこの考えを明確にしたものです。つまり「内容物と接触する部分が規制の材料で作られていたり、裏打ちや被覆されているもの」が規制対象であると言えます。

Q0-5：平成23年7月施行の政省令改正で従来の「ふっ素樹脂」が「ふっ素重合体」に改訂されました。「ふっ素樹脂」と「ふっ素重合体」との違いが良くわかりません。具体的に何か変わったのでしょうか？

A0-5：輸出管理の国際的な枠組みであるオーストラリア・グループの参加各国合意により、ふっ素コーティング関連の規制の改定があり、我が国では併せて規制を見直し、「ふっ素樹脂」から[ふっ素重合体]に改定されました。樹脂という用語には種々の意味がありますが、合成樹脂、合成ゴム、合成繊維という区分をする場合、樹脂は、ゴム等を含まない限定した範囲のものを指すと解釈される可能性もあります。平成23年7月施行の改正では、ふっ素重合体に「ふっ素の含有量が全重量の35%を超えるふっ素重合体（ゴム状のものを含む。）をいう」という解釈が追加となりました。

参考まで、主な耐食性ふっ素重合体のふっ素含有重量%は下図に示す通りです。